

東京大学大学院総合文化研究科 特任講師（特定有期雇用教職員） 公募要項

1.	職名及び人数	特任講師 1名
2.	契約期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日
3.	更新の有無	更新する場合があります。更新する場合は、3年ごとに行う。ただし、更新回数は1回、在職できる期間は令和11年3月31日を限度とする。更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4.	試用期間	採用された日から6月間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科（東京都目黒区駒場3-8-1）
6.	所属	大学院総合文化研究科 教育研究データ分析室 ※業務の都合により変更することがある。
7.	業務内容	1) 教養学部における各種の教育活動やファカルティ・ディベロップメントに関する各種データの整理。さらに、これらに関する統計分析を行う（応募資格参照）。 2) 大学院総合文化研究科・教養学部の前期課程、後期課程、大学院における講義の担当など。
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額40～42万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（支給要件を満たした場合に支給、原則55,000円/月まで）
12.	加入保険	文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13.	応募資格	1) 博士の学位を有する方又はこれと同等の能力を有する方 2) 業務の中には多変量データ解析の知識や技能を求められるものがありますので、統計ソフトRを使いこなせることに加え、サーベイデザインを含め、種々の統計手法に精通していること。 3) 国籍は問いません。ただし、日本語を母語としない方の場合、日本語での講義や学内行政に支障のない程度の日本語能力を持つ方に限ります。
14.	提出書類	1) 東京大学統一履歴書（様式については以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ※記入要領については上記URLによらずに以下を参照ください。 https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf 2) 業績リスト（著書・論文・学会発表・書評などを項目別に書いて下さい） 3) 主要著書・論文など3点のpdfファイル（著書が大部で電子化が難しい場合は下記の問い合わせ先に事前にご連絡下さい） 4) 学会活動及び所属組織での学内行政活動などの経歴書 5) 応募者の業績や人柄について問い合わせることのできる研究者2名の氏名と連絡先
15.	提出方法	上記書類をPDFファイルにしてひとつのフォルダーにまとめ、フォルダー名を「データ分析室特任教員応募・氏名」として以下のURLにアッ

		<p>ブロードすること。</p> <p>https://webfs.adm.u-tokyo.ac.jp/public/5UoMgKgIMV5ZEpdKFIKmgB6MhyTxE45dNgFaRD1FhVXg</p> <p>※2～3日以内に当方から受領確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
16.	応募締切	<p>令和4年12月2日（金）</p> <p>書類選考を通過した最終候補者に面接を行います。面接に伴う交通費等は自己負担とします。</p>
17.	問い合わせ先	<p>〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1</p> <p>大学院総合文化研究科・教養学部 教育研究データ分析室</p> <p>担当：河原塚美貴</p> <p>e-mail: data-analysis.c[at mark]gs.mail.u-tokyo.ac.jp</p> <p>上記のメールアドレスの[at mark]は @ に置き換えて下さい。</p>
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙（屋外に指定喫煙場所あり）
20.	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。